

令和5年 第6回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和5年4月19日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和5年 第6回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第16号 四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について…… P 3/49

○報 告

四日市市子どもの読書活動推進計画(令和5年度改訂版)について…………… P 9/49

令和5年度教育委員会主要課題について…………… P29/49

議案第16号

四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

四日市市教育支援委員会条例（平成20年条例第11号）第3条の規定に基づき、次の25名を四日市市教育支援委員会委員に委嘱又は任命する。

令和5年4月19日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

小嶋 玲子
有馬 治美
貝沼 圭吾
稲垣 孝
森 達也
佐藤 千夏
鍋谷 淳子
田中 小夜子
山田 千夏
奥山 泉
北保 絵美
山下 優子
保井 香織
藪田 敦子
辻本 博信
今村 真也
村山 久子
吉村 里代
山下 昌子
水谷 公紀
森 千佳
吉田 桂子
水谷 小百合
岡本 夏紀
松岡 尚子

（発令者） 四日市市教育委員会

（任期） 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

令和5年度四日市市教育支援委員会

根拠法令：四日市市教育支援委員会条例

任 期：令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

定 数：25名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	小嶋 玲子	名古屋柳城短期大学 教授	再任
2	有馬 治美	四日市医師会（小児科医）	再任
3	貝沼 圭吾	四日市医師会（小児科医）	再任
4	稲垣 孝	四日市市立小学校長会代表（内部東小学校長）	
5	森 達也	四日市市立中学校長会代表（塩浜中学校長）	
6	佐藤 千夏	特別支援学校担当教員（西日野にじ学園教頭）	
7	鍋谷 淳子	特別支援学校担当教員（北勢きらら学園教諭）	
8	田中 小夜子	通級指導教室言語担当教員（富田小学校教諭）	再任
9	山田 千夏	通級指導教室情緒等担当教員（中部西小学校教諭）	再任
10	奥山 泉	通級指導教室情緒等担当教員（常磐小学校教諭）	再任
11	北保 絵美	通級指導教室情緒等担当教員（桜中学校教諭）	再任
12	山下 優子	地域特別支援教育コーディネーター（桜小学校教諭）	再任
13	保井 香織	地域特別支援教育コーディネーター（大谷台小学校教諭）	再任
14	藪田 敦子	地域特別支援教育コーディネーター（桜台小学校教諭）	再任
15	辻本 博信	地域特別支援教育コーディネーター（日永小学校教諭）	
16	今村 真也	地域特別支援教育コーディネーター（高花平小学校教諭）	
17	村山 久子	地域特別支援教育コーディネーター協力員（中央小学校教諭）	再任
18	吉村 里代	地域特別支援教育コーディネーター協力員（塩浜小学校教諭）	再任
19	山下 昌子	地域特別支援教育コーディネーター（富田中学校指導教諭）	再任
20	水谷 公紀	地域特別支援教育コーディネーター（南中学校教諭）	再任
21	森 千佳	地域特別支援教育コーディネーター協力員（山手中学校教諭）	再任
22	吉田 桂子	公立保育園長会代表（内部保育園長）	
23	水谷 小百合	公立幼稚園長会代表（四日市幼稚園長）	
24	岡本 夏紀	四日市市あけぼの学園 主幹 作業療法士	再任
25	松岡 尚子	保育幼稚園課 副参事兼課長補佐兼指導係長	再任

○四日市市教育支援委員会条例

平成 20 年 3 月 25 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児(以下「障害のある児童生徒等」という。)の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をするため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による四日市市教育支援委員会(以下「支援委員会」という。)を置く。

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 支援委員会は、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障害のある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒等に関して必要と認められる事項

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(組織)

第 3 条 支援委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 児童福祉施設職員
- (4) 特別支援学級設置小中学校校長
- (5) 市内小中学校教員
- (6) 特別支援学校教員
- (7) 四日市市教育委員会事務局職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、支援委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員長は、支援委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 支援委員会には、第 2 条各号の規定による事項を調査及び審議するため部会を置くことができる。

2 部会には、第 3 条に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、教育委員会の委嘱又は任命により、部会の委員を置くことができる。

3 部会には部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

4 部会長は、部会の議事その他の事務を処理する。

(庶務)

第 8 条 支援委員会の庶務は、四日市市教育委員会事務局において処理する。

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年四日市市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 30 年 12 月 25 日条例第 61 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年四日市市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

四日市市教育支援委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市教育支援委員会条例(平成20年四日市市条例第11号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 条例第6条に規定する会議及び次条に規定する部会の会議は、公開しないものとする。

(部会)

第3条 条例第7条に規定する部会及び部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査・協議部会 幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び障害その他発達上の課題等の調査を行い、就学及びその後の一貫した教育的支援について協議すること。
 - (2) ケース検討部会 専門の知識を必要とする相談ケースの検討を行うこと。
- 2 各部会の会議は、必要に応じ、各部会長が招集する。
 - 3 各部会長は、部会において調査、協議した事項について、その結果を四日市市就学教育支援委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

< 議案参考資料 >

四日市市教育支援委員会	
活動内容	障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をする。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 就学予定児童の就学先の判断 ② 通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍の可否の判断 ③ 小中学校から特別支援学校、特別支援学校から小中学校への転学の可否の判断 ④ ①～③の望ましい支援のあり方について、各学校へ通知した。
開催頻度	年間 5 回実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<ul style="list-style-type: none"> ① 昨年度の就学相談 247 件の結果、通常学級判定 158 件、特別支援学級判定 61 件、特別支援学校判定 28 件 ② 通常学級から特別支援学級への転籍判定 31 件、特別支援学級から通常学級への転籍判定 17 件、特別支援学級種別変更 0 件、判定の見直し 2 件 ③ 小・中学校から特別支援学校への転学判定 10 件

『四日市市子どもの読書活動推進計画(令和5年度改訂版)』について

【計画について】

国は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めること、また、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

これを受け、本市も子どもたちが自発的に本を手に取り、その魅力にふれるために、子どもたちの周りに本のある風景をつくることや、本と子どものつながりをつくるための環境づくりを目指して、平成17年に計画を策定しました。

【経緯】

平成13年12月	子どもの読書活動の推進に関する法律	施行
	国・県・市でそれぞれ推進計画を策定	
平成17年5月	四日市市子どもの読書活動推進計画	策定
	以後、学識経験者や市民等で構成される推進会議で意見や提言を受け、子どもの読書活動の推進を図る	
平成26年8月	四日市市子どもの読書活動推進計画(改訂版)	策定
平成27年4月	社会教育課から市立図書館へ所管課が変更	
令和5年4月	四日市市子どもの読書活動推進計画(令和5年度改訂版)	策定

【改訂の方針】

- ・ 計画策定当初からかかげている理念に基づく基本的な考え方・取り組みは継続していく
- ・ 令和元年度の『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)』やブックスタート事業、学校図書館の蔵書の整備、令和5年度導入予定の電子図書館等、現在の情勢や課題、新たな取り組みに合わせた修正や加筆を行い、引き続き子どもの読書活動の推進に努めていく
- ・ 現在、スターアイランド跡地において、新図書館を含む複合的な中心市街地拠点施設が計画されている。令和5年度から、この拠点施設の新図書館部分のゾーニング、現図書館の利活用、移動図書館のあり方等についても検討を行う予定。現図書館では、車での来館需要の高い低年齢の子どもと保護者を対象とする機能を考えている。これらの協議が終わったら、改めて、子どもの読書活動の推進にかかる計画・体制を見直す予定のため、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としているが、必要に応じて、再検討を行っていく

子どもの身近に本があり、人がいる風景をつくる

四日市市子どもの読書活動推進計画
(令和5年度改訂版)

令和5年4月

四 日 市 市
四日市市教育委員会

目 次

	掲載ページ
第1章 はじめに	3
1 子どもの読書活動推進に関する社会の動き	3
2 子どもの読書活動に関する基本的な考え方	3
第2章 子どもの身近に本があり、人がいる風景をつくる	4
1 市立図書館・あさけプラザ図書館・楠交流会館図書室	4
(1) 「本がいっぱい」～児童用図書の充実	4
(2) 「児童室・児童コーナーが楽しい！」	5
(3) 「自動車文庫（移動図書館）がやってくる！」	5
(4) 「この本探して！」～学校図書館等との協力体制の強化	6
(5) 「なに読もうかな？」～子育て支援と読書環境づくり	6
2 地区市民センター	6
(1) 「地区市民センターで本と出会う」	6
(2) 「子どもが遊びに行きたくなる図書室」	7
3 保育園・幼稚園・こども園	7
(1) 「本と出会う」	7
(2) 「人と出会う」	7
4 学校図書館	8
(1) 「手の届くところに本がある」～学級文庫の充実	8
(2) 「ぼくの本・わたしの本」～選書の工夫と蔵書の充実	8
(3) 「ねえ、『本』読んで」～身近な大人による読書指導の充実	8
(4) 「学校図書館に『人』がいる」	9
～司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティアの協働	
(5) その他	9
5 子育て支援の場	10
(1) 「本は心の栄養」～子育て支援センター・児童館	10
(2) 「絵本があるね！」～母子保健事業	10
(3) 「子育ての場に本がある」～子育て支援団体との連携	11
6 全ての子どもに読書の機会が行き届くために	11
(1) 障害のある子どものための図書や施設の充実	11
(2) 外国籍の子どものための図書や施設の充実	11
(3) 「いつでも、どこでも読書ができる」～電子の本の導入	12
7 本のあるまち	12

第3章 啓発・研修等	13
1 「子ども読書の日」「秋の読書週間」などの取り組み	13
2 情報の発信	13
3 図書リストや読書交流	13
4 人のネットワーク	14
(1) 教員・職員・ボランティアなどを対象とした研修	14
(2) 大人が子どもの本を学ぶ場の拡充	14
(3) 市立図書館を中心としたネットワーク	14
第4章 推進体制	14
第5章 おわりに	15

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動推進に関する社会の動き

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という）を策定し、公表することや、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」（以下「推進計画」という）を策定し、公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

この法律のもと、国においては平成14年8月に基本計画を策定し、第2次基本計画（平成20年3月）・第3次基本計画（平成25年5月）・第4次基本計画（平成30年4月）・第5次基本計画（令和5年3月）と進めてきています。また、三重県においては平成16年3月に推進計画を策定し、第2次推進計画（平成21年11月）・第3次推進計画（平成27年4月）・第4次推進計画（令和2年3月）と進めてきています。

このことを受け、本市においても、平成17年（2005年）度から推進計画を策定し、様々な取り組みを推進してきました。平成26年8月に当時の情勢を加味した推進計画（改訂版）を策定し、17年間にわたって取り組んできた事業には一定の成果が得られた事業もありますが、子どもの読書環境の整備には引き続き計画の推進を図る必要があります。

そこで、令和5年度から令和9年度までの5年間をめどに、基本的な考え方・取り組みは継続しながら、現在の情勢を加味した推進計画（令和5年度改訂版）を策定し、子どもの読書活動をさらに推進するものです。なお、現在、本市では新図書館整備を進めています。それにともない、図書館サービスの方針に変更が生じた場合は、計画期間中であっても、見直しを行う場合があります。

2 子どもの読書活動に関する基本的な考え方

子どもが心豊かにたくましく成長するためには、人や自然と直接に触れ合うことによってさまざまな体験をし、五感を働かせ、喜怒哀楽の感情を豊富に経験しながら、社会や自然との関わりを学ぶことがまず必要であると考えます。子どもたちは自発的に行う遊びや活動の中で、豊かな人間性を身につけていきます。

子どもの読書活動もまた、自由で、自発的な営みの中にあってはじめて、本の楽しさやおもしろさ、すばらしさを感じていくものです。

読書は素晴らしい営みです。登場人物の言動に心揺り動かされ、また、おなかを抱えて笑う、しっとりと言葉をかみしめ、本の中にじっくりと浸る……そんな経験を積み重ねて、子どもたちは心を育てていきます。食事が体の栄養となるように、読書は子どもたちの心の栄養となりうるものです。

そんな本との魅力的な出会いを子どもたちに体験して欲しいと思います。

この推進計画は、行政が子どもに読書活動を強制するものではありません。子どもたち

が自発的に本を手に取り、その魅力に触れるために、子どもたちの周りに本のある風景をどうつくっていくか、本と子どもをつなげるために大人がどう関わり、どのような環境整備をしていくのか、そのことを実行していくためのものであり、その理念を記したものです。

現在、情報を得る手段や交流の手段としてのインターネットやゲームが子どもたちの生活に大きな位置を占めています。また、スマートフォンの普及や、四日市市GIGAスクール構想※による公立小中学生へのタブレット端末の1人1台配備など、子どもを取り巻く情報環境は大きな変化を見せています。

しかし、子どもたちの豊かな心を育むうえでは、やはり本の役割が大変大きいと考えます。そうした意味においても、まちづくりの一環として、行政が市民とともに子どもたちの日々の生活を見守りながら、子どもたちの周りに本のある風景をつくっていくことに努めていきます。

※GIGA スクール構想……令和元年 12 月文部科学省より

「Global and Innovation Gateway for All」の略で Society5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、義務教育課程1人1台分の端末(PCやタブレット)及び市立学校の高速大容量の通信ネットワーク(校内無線LAN)を一体的に整備することで、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現していこうとする取り組みです。

第2章 子どもの身近に本があり、人がいる風景をつくる

子どもの読書活動にとって必要なことは、子どもの手の届くところに本があり、生活の中で自然に本に触れられることです。そのために、市立図書館や学校図書館をはじめとしてさまざまな施設で蔵書の充実・整備を進めます。

また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人の関わりも大切です。図書館の職員や学校の教員、子どもに関わるさまざまな施設の職員、そして家庭も含めて、大人が本を好きになり、子どもが楽しく読書に親しむことができ、大人と子ども・親子が一緒に自然に本に触れられるような活動を進めていきます。そして、その大人が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

1 市立図書館・あさけプラザ図書館・楠交流会館図書室

(1) 「本がいっぱい」～児童用図書の実践

① 図書資料の充実

図書館とは専門の職員（司書）を擁し、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、市民の利用に供することを目的とする生涯学習施設のひとつです。市立図書館は児童室を有し、次代を担う子どもたちの読書活動を推進するうえで重要な役割を担っています。

そこで、赤ちゃんから全ての子どもに対して、その成長に応じた図書資料（絵本など）の収集と配置を図ります。また、子どもに関わる大人の読書機会の拡大を図ることも大切なことから、今後も利用者に役立つさまざまな図

書資料の収集・保存にも努めます。

あさけプラザ図書館・楠交流会館図書室においても、それぞれ児童用図書資料の充実に努め、子どもたちの目線に考慮するなど、子どもたちが取り出しやすく、より多くの本との出会いができる配架をしていきます。

② ネットワークの活用

市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室が既にオンラインで結ばれ、お互いの蔵書検索がスムーズに行われています。このネットワークを活用し、相互に蔵書のやりとりを行うなど、図書資料の一層の充実に努めます。

また、現在、市立図書館等を通じ、市外の公立図書館の図書を借りることができ、また広域利用の覚書を締結することで、直接、市外の公立図書館の図書を借りられるため、覚書の締結館をさらに増やすようにします。

(2) 「児童室・児童コーナーが楽しい！」

① 児童専任司書の配置

児童室・児童コーナーには多くの本があります。そこは子どもたちにとって未知への扉です。しかし、ただ、単に本が並んでいるだけでは開かれる扉は限られています。その世界を広げて行くためには、本と子どもを結びつける『人』の存在が大きな意味を持ちます。

市立図書館では、児童室に専任の司書を配置し、積極的に声をかけ、子どもたちの読書相談や調べ学習などに応じられるようにしています。今後も、専任の司書の配置し、児童室を子どもたちがいつでも訪れたいくなるような雰囲気づくりを行い、子どもたちにとって日常の活動の場となるようにしていきます。

あさけプラザ図書館や楠交流会館図書室でも同様に、本と子どもを結びつける司書がいつでも相談に応じられる環境を整えられるようにしていきます。

② 参加の場の充実

子どもたちが本に親しみ、本の楽しさを知ることができるようにしていくためには、「読み聞かせ」やさまざまな講座の開催など、子どもやその周囲の大人が参加し、直に本に触れる機会をつくり出すことも大切です。

そこで、子どもたちが児童室を訪れた際、子どもたちの求めに応じて「読み聞かせ」などの活動が行われ、いつでも本に触れられるよう日常的な活動を充実させます。また、ボランティアの方々が活動しやすい場の提供に一層努め、子どもたちとその保護者が一緒に読書を楽しむことができるようにします。

あさけプラザ図書館や楠交流会館図書室においても、同様の取り組みができるように努めていきます。

(3) 「自動車文庫（移動図書館）がやってくる！」

図書館が遠くて利用できない人たちにも読書の機会を持ってもらえるよう、移動図書館車（バス）で市内を巡回し、図書の貸出サービスを実施しており、

現在は、2台が、地区市民センターや公園などを月1回巡回しています。

現在の利用者は、高齢の方、子育て中の方などさまざまですが、自動車文庫のやってくる日を楽しみにされており、いずれの巡回地点も欠かすことのできないものとなっています。今後、利用者の要望を把握し、子どもたちが利用できるような、場所や日程、時間帯の可能性について検討するとともに、地域の掲示板や広報紙、ホームページなどを活用して、自動車文庫の運行日程等に関するお知らせを積極的に行い、利用の拡大を目指します。

(4) 「この本探して！」～学校図書館等との協力体制の強化

学校図書館や幼稚園、保育園、こども園、児童館、学童保育所、あるいは地域文庫等への団体貸出など、関係機関や関係団体が一体となった読書活動の推進を行います。

また、市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室で、児童用図書の実態に向けて連携を深めます。

(5) 「なに読もうかな？」～子育て支援と読書環境づくり

孤立しがちな子育て中の保護者をサポートできるように、引き続き読み聞かせ会を行うとともに、子育て関連のコーナーを設け、本を通じた保護者間の交流・情報交換の場をつくります。また、保健師や子育てコンシェルジュによる子育て支援情報やサービスや相談窓口の紹介など、母子保健事業・子育て支援事業とも連携します。

2 地区市民センター

(1) 「地区市民センターで本と出会う」

市内に24ある地区市民センターにはそれぞれ図書室もしくは図書コーナーがあり、訪れる方が自由に読んだり借りたりすることができます。しかし、地区によって利用率に差が生じており、地区市民センターに図書室があるということが広く地域住民に知られているとは言い難い状況にあります。そこで、地区市民センターを訪れる方が気軽に本を手にとることができるように、1階や窓口に図書コーナーを設置するなど工夫を重ねてきました。地区市民センターを訪れた大人を読書に誘う環境をつくるのが、子どもたちが読書を行うきっかけづくりにもなると考えます。今後についても引き続き、センターだよりを通じて図書室の利用や、新刊の案内を行っていきます。また、絵本を紹介するコーナーを窓口周辺に設けるなど、子どもの読書活動の推進に向けた取り組みをすすめます。

また、地区市民センターには、図書の整理や貸出し、「読み聞かせ」を行っているボランティアや団体、子どもの本の研究などを行っている団体があります。そこで、各団体へ情報の提供を行うなどして、活動の支援を図ります。

(2) 「子どもが遊びに行きたくなる図書室」

子どもが気軽に立ち寄り、本を手にとれる開かれた場となるよう、図書室の配置や季節ごとの飾りつけをするなどで雰囲気づくりに工夫を行います。また、子育て支援の意味からも、乳幼児や未就学児が親子で楽しめたり、祖父母や地域の高齢者が幼児に「読み聞かせ」したりできるような場をつくります。

3 保育園・幼稚園・こども園

(1) 「本と出会う」

子どもたちは、園の生活のさまざまな場面で本に接します。その中で、新しい世界を知り、不思議さを感じたり、驚いたり、感動したりして、感性を育んでいきます。その際、自分の経験と照らし合わせながら、想像力を膨らませる楽しさと出会うこととなります。また、本の中で出会った世界を日常生活の中で体験することで、子どもたちの新たな世界が広がり、本を読む楽しさが増します。

この幼い時の、本と生活体験が相互に結びついた経験が、子どもたちの読書意欲を育て、豊かな心を育むこととなります。

そこで、保育園や幼稚園、こども園において、子どもたちのための絵本等の蔵書を充実させ、子どもの目に触れやすい配置を心がけ、子どもたちが自然に本に触れ、親しむことができる環境をつくとともに、多くの生活体験を積むことができる環境を整えていきます。

(2) 「人と出会う」

子どもたちが本と出会うことの意味は、単に本の世界に触れることだけではなく、本を読んでくれる保護者や保育者などの大人と心の交流が図られることにもあります。

大人が心を込めて本を読み聞かせるとき、子どもは心を開いて、大人の声と愛情を受け止めています。そういった、自分が愛されていると感じる体験を子どもたちは積み重ね、人を愛する心を育てていきます。

保育園・幼稚園・こども園においては、毎日の保育の中で「読み聞かせ」を行うとともに、絵本を週末には家庭へ貸し出しているところもあります。今後、絵本の貸出しとともに、保護者や地域の方が園にきてボランティアとして「読み聞かせ」を行っていただくなど、読み手である大人が絵本と触れることのできる機会や、保護者・ボランティア・保育者など大人同士の交流の機会も設けていきます。そして、園に関わる全ての大人と子どもが、園や地域において絵本を通して触れ合う機会等を一層増やしていきます。

また、未就園児を対象に子育て支援として各園で行っているあそぼう会等においても、保護者による絵本の「読み聞かせ」など親子が触れ合う機会を

提供し、絵本の紹介や貸出しを行っていきます。

4 学校図書館

(1) 「手の届くところに本がある」～学級文庫の充実

子どもが多く時間を過ごす学校における図書の充実は大きな意味を持っていますが、その中でも特に

学級に本を配置することで、「子どもの身近に本がある」環境が一層整うこととなります。学校図書館司書と学級担任が連携し、今後学級文庫の本を充実することで、子どもが本を手にしやすい環境づくりができるようにします。

(2) 「ぼくの本・わたしの本」～選書の工夫と蔵書の充実

図書館に多くの本が揃っていることは、子どもたちの読書活動を充実させ、子どもたちの読書に対する欲求に応じていくうえで大切なことです。また、社会の変化や学問の進展を踏まえた、児童生徒にとって正しい情報に触れることができる環境の整備も不可欠です。今後は図書館の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、選定基準及び廃棄基準の策定に努めます。そして、常に蔵書の更新を行いながら、読書活動や調べ学習に対応できる蔵書の充実が図れるように予算の確保を行っていきます。

また、子どもたちが自分で本を選ぶことができるとしたら、本に親しむという点においては大きな意味があると考えます。自分が選んだ本はかけがえない一冊となって子どもたちが手に取るものと思われれます。今後、学級文庫や学校図書館の選書において、司書教諭や学校図書館司書の専門的な指導・支援を受けながら、子どもたちが自ら本を選ぶ機会を得られるように努めます。

(3) 「ねえ、『本』読んで」～身近な大人による読書指導の充実

子どもたちは、自らの意思で楽しい本を見つけ、本に親しむことができると思われれます。しかし、身近な大人が、読書の案内役となってくれたとき、一層その世界は広がり、興味が増し、本との魅力的な出会いを体験することができると思われれます。

そこで、一番身近な存在である教師による「読み聞かせ」や「ブックトーク」などの読書指導の充実が必要となってきます。特に、「読み聞かせ」～人に本を読んで聞かせてもらうという行為～は、小学生のみならず、中学生や大人になっても気持ちの良いものです。よって、積極的にそれらの活動が行われるように研修の機会等を通じ、学校に働きかけるとともに、各学校の職員室等へ「読み聞かせ」に活用できる図書を配置し、教師が日常的に子どもの本に触れ、読書指導の情報交換ができるような環境を整備していきます。

また、「朝の読書」等の一斉読書や読書後の一分間スピーチなど創意工夫を

こらした読書指導も継続していきます。

(4) 「学校図書館に『人』がいる」

～司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティアの協働

本と子どもたちをつなぐうえにおいて、学校図書館においても『人』の存在は欠かせません。『人』がいることで、子どもたちが訪れてみたくなる学校図書館の雰囲気づくりも進めることができます。

学校図書館法により 12 学級以上の学校には司書教諭（兼任）を配置することとなっていますが、それ以下の学校にも司書教諭の配置を進めていきます。しかし、兼任である司書教諭だけでは、十分に学校図書館の整備を行うことができません。そこで、学校図書館の活性化や子どもたちへの読書指導の充実を図るため、学校図書館司書の配置を行ってきました。今後も引き続き、学校図書館司書の配置を行い、専門的な見地から学校図書館の環境整備、教材研究や授業に必要な資料の提供、子どもたちへの調べ学習の支援等を行うとともに、司書教諭や学校図書館ボランティアがアドバイスを受けることができるようにしていきます。また、地域・保護者等に学校図書館ボランティアとしての参画を求め、子どもたちの読書活動や読書環境の充実のための支援を一緒に進めます。

そして、司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティアの 3 者が協働して、学校図書館や子どもの読書活動の活性化に努めます。

(5) その他

① ネットワークを活用した本の充実

学校図書館蔵書の充実を目指していきます。ただ、学校に保有できる蔵書には限りがあるため、これまでは、市立図書館の学校団体貸出を進めてきました。

今後は、学校団体貸出の一環として始めた、「なのはな文庫（四日市市立図書館学校団体貸出図書）全小中学校巡回」を継続し、図書の選定・廃棄・更新を行いながら、各学校・市立図書館等が連絡を取り合いネットワークを活用した本の充実を図っていきます。

② 家庭との連携

子どもにとって身近な大人として、家族の存在が見逃せません。文字を読むことができるようになると、「読み聞かせ」を止めてしまう家庭も見られますが、先に述べたように、「読み聞かせ」をしてもらうことはたいへん気持ちのよいことであり、触れ合うという視点からも大きな意味が考えられます。また、家庭で保護者と子どもが共に読書をする環境になることで、子どもたちも一層意欲的に本に親しむことが考えられます。

そこで、子どもが借りた本を家族で読んだり、子どもが家族のために図書を借りて帰ったりするなど、本を媒介として家族と子どもがつながるように

取り組み、子どもの読書活動を進めることができるようにしていきます。また、ブックトークやおすすめ本を紹介する図書館便りを作成するなど、学校図書館と家庭とをつなぐ取り組みを進めていきます。

③ 施設の充実

読書ができるよりよい施設を整備することで子どもたちの読書活動も進むと思われます。今後、学校の改築及び新築時に、地域への開放も意識したうえで、子どもたちが活用しやすい場所に学校図書館が設置されるように努めます。

また、できる限り温もりのある机や椅子を整備したりするなど、子どもたちが訪れやすく居心地のよい部屋となるように努めるものとします。

5 子育て支援の場

(1) 「本は心の栄養」～子育て支援センター・児童館

子どもが成長していくために、食事による栄養と同時に心の栄養が必要です。それは親子のふれあいの中で育まれていくものであり、その心の栄養となるものの一つに本があります。子育てにおけるその意義を踏まえ、身近に絵本に親しめる環境をつくるのが大切です。

子育て支援センターでは、保護者による「読み聞かせ」などの機会を提供し、親子が触れ合うことができるようにしています。乳幼児が見たい絵本を手軽に手に取って見られるよう、現在の図書の配架を工夫するとともに、支援担当者やボランティアによる読み聞かせや年齢に応じた絵本の紹介等を行います。保護者に対する支援については、引き続き「読み聞かせ」などの機会を提供するとともに、父親による絵本の読み聞かせも一層進めていきます。また、家庭においても日常的に絵本と触れ合えるように、絵本の貸出しを行い、身近な場所にいつも絵本があるという環境をつくります。

また、児童館では、子どもが日常的に遊びに訪れます。その中で、遊びの一つとして本とのふれあいがあり、子どもたちは仲間とさまざまな体験をすると同時に、自然に本に接することができます。そこで、現在の図書の配架を工夫することで、子どもたちの目が自然に本に向くようにするとともに、保護者やボランティアの協力を得て、絵本・児童図書の貸出しや読み聞かせ、お話し会の活動を行っていきます。

また、子育てにおける絵本の意義を考える機会として、保護者・ボランティア・施設の職員など子育てに関わる大人同士の交流の場も設けていきます。

(2) 「絵本があるね！」～母子保健事業

乳幼児期から絵本に出会い、絵本に親しむことを通して親子が触れ合うことは大きな意味があります。そこで、親子で訪れる1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査などの母子保健事業時には、自由に手に取ってめくったり、

読んだりすることができる絵本コーナーを設け、絵本に親しむ機会を提供したり、絵本の「読み聞かせ」を行ったり、子どもの心の豊かな発達と良好な親子関係への支援を引き続き行います。また、赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さを知っていただけるよう、相談の場や育児教室においても、絵本の展示や紹介を行っていきます。

加えて、絵本を通じてふれあいを深め、赤ちゃんの心と言葉を育むこちよい時間をもつことを応援するブックスタート事業については、市立図書館と共に、十分に検討を行っていきます。

(3) 「子育ての場に本がある」～子育て支援団体との連携

市内には、さまざまな子育て支援団体があり、その中で、子どもと本との出会いの場を提供しています。市として、子どもたちの読書活動が推進されるように、それらの団体と連携していきます。

6 全ての子どもに読書の機会が行き届くために

(1) 障害のある子どものための図書や施設の充実

読書の機会は、全ての子どもに等しく与えられるべきものです。しかし、現在、障害のある子どもたちが、自由に読書活動を行うことができるかという点、蔵書や施設において不十分な面が多くあります。自動車文庫（移動図書館）については、車椅子で中に入れるような仕様になっていますが、今後、図書館等の施設においても、障害のある子どもたちが、読書活動を自由に行うことができるように、障害の種別や程度に応じた蔵書や施設の整備を積極的に行っていくこととします。また、リーディングサービス（対面読書）や録音・点字資料の貸し出しなど、視覚による表現の認識が困難な方へのサービスにも努めるとともに、サービスを知ってもらうための広報に努めます。

(2) 外国籍の子どものための図書や施設の充実

現在、多文化共生サロンでは、外国籍の子どもたちが自由に手に取れるポルトガル語やスペイン語や日本語の本を揃えて、子ども同士で本を読み合う機会を提供しています。また、外国籍の子ども対象の教室で絵本や紙芝居の読み聞かせも行っています。

学校等でも外国語の絵本を備えたり、「読み聞かせ」を行っているところもあります。

しかしながら、外国籍の子どもたちにとって読書を楽しむことができる環境が十分に整っているとは言いがたい状況です。今後も、外国語図書ややさしい日本語の本等の整備を図るとともに、外国籍の子どもたちが利用しやすくなるように広報の充実や掲示の工夫等の配慮も行っていきます。

(3) 「いつでも、どこでも読書ができる」～電子の本の導入

いつでも、どこでも、誰でも読書ができる。そんな環境が子どもたちには必要です。令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が、施行され、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく読書を楽しめるような図書館サービスの充実等が示されました。

そして令和元年12月以降のコロナ禍においては、図書館の長期休館や閲覧席の席数の削減が余儀なくされ、そのような状況の中でも読書の機会を維持できるよう、来館に限定しない読書環境づくりが求められるようになりました。

併せて、地理的な条件等により図書館へ来ることが難しい子どもたちや言葉の壁により図書館を利用することが難しい子どもたちにも、読書ができる機会を届ける必要があります。

また、四日市市GIGAスクール構想により、令和2年度末までに市内公立小中学生に1人1台学習用タブレットが配備されたことを受け、このICT環境の活用について検討が進められています。

これら読書バリアフリー法への対応、来館に限定しないサービスの充実、子どもたちの読書環境の整備、子どもたちの読書量の改善方法について考えた結果、四日市市は電子図書館の導入を目指していきます。

しかしながら、子どもたちの豊かな心を育むうえでは、「紙の本」の役割はたいへん大きいと考えています。そのため、今後は、引き続き「紙の本」に親しむ機会の提供を続けるとともに、蔵書の充実とのバランスを考えながら、「紙の本」と「電子の本」によるハイブリッドな読書活動を推進していきます。

7 本のあるまち

「まちを歩けば、本にあたる。」そんな環境があったならば、子どもたちは自然に本に接することができるのではないのでしょうか。これまでに述べたように、図書館、地区市民センター、学校など公的な機関の役割は当然のことですが、まちの中に、より自然な形で子どもたちが本に親しむ環境が整うことを望めないのでしょうか。書店は言うまでもなく、例えば、パン屋さんへ行けば、パンに関係する本があり、花屋さんへ行けば、花に関係する本がある、駅には電車の本や駅長さんおすすめの本があり、病院の待合室には本が並び、幼児に「読み聞かせ」を行うことができるような本がある、そんな環境のまちになれば素晴らしいのではないのでしょうか。

そこで、すでに本を設置している店も含めて、幅広く「本のあるまち」、そして、その取り組みを市内全域に広げた「四日市まちじゅうこども図書館」を認識してもらえるようPRしていくとともに、新たに子どもの本等を設置してもらえる協力団体を募っていきます。また、必ずしも子どもの本でなくとも、大人向けの本でも置いてもらうことで、本に接する大人が増え、子どもにもその影響が及ぶこ

とが考えられます。そのため「本のあるまち」、「四日市まちじゅうこども図書館」において、子どもも大人も本に親しむことができる取り組みを行っていきます。

第3章 啓発・研修等

1 「子ども読書の日」「秋の読書週間」などの取り組み

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める日として設けられています。市立図書館などにおいて啓発していくとともに、学校においては、子ども読書の日になんだ行事を開催します。秋の読書週間を中心とした期間にも、講演会や「読み聞かせ」などの行事を開催し、啓発を図ります。

2 情報の発信

市立図書館やあさけプラザにおける機関紙やリーフレットの活用により、子どもの読書に関する情報を発信していきます。また、子どもの読書活動に関わる人が子どもの読書について学べるよう研修会や講演会などの情報も発信していきます。

また、子どもの読書活動を推進するために、ホームページ上に、読書に関する取り組みや情報を掲載するとともに、本に関する情報や読后感などが交流できるような機会づくりを目指します。地域文庫やボランティア、NPO等の活動状況も集約し、情報を掲載します。

ケーブルテレビや広報紙を活用するなどさまざまな機会や方法により、多くの情報の積極的な提供を行います。

3 図書リストや読書交流

読書は自発的に行うものであり、読むべき本というものが必ずしもあるわけではありません。しかし、これから「『読み聞かせ』をしたい」、「読書をしよう」と考える大人や子どもから、「何を読んでいいかわからない」という声を聞くのも事実です。

そこで、市立図書館が中心となり、「図書リスト」の作成を行ったり、各園・学校等で「おすすめの本」等のリストを作成したりして、本の紹介を積極的に行い、選書の一助となるように取り組んでいきます。

また、学校での「1分間コメント」や「ビブリオバトル」、市立図書館の「読書に関するエッセー」など読書について交流を深める取り組みを行い、子どもの読書の幅や読書の楽しみが広がるようにします。

そして、読書離れが指摘される中学生や高校生も興味を持つような講座や展示等を開催し、読書に親しむきっかけづくりに努めます。

4 人のネットワーク

(1) 教員・職員・ボランティアなどを対象とした研修

子どもの読書活動に関わる教職員、ボランティア、地域関係者など、子どもに関わる大人を対象にした研修を行います。研修では、子どもの読書活動の大切さや読書環境を整備する意識を高めるとともに、子どもの読書活動のあり方について考える機会を設けるようにします。

また、身近な大人が子どもたちの周りにどのような本を選び、整えていくかも、子どもたちの読書意欲を高めていく上では大切なことです。そこで、市立図書館の司書が中心になって、子どもの図書について学ぶ場を積極的に設けていきます。

(2) 大人が子どもの本を学ぶ場の拡充

子ども、特に低年齢になるほど、周りの大人が読書の「水先案内人」としての役割を担うこととなります。

そこで、市立図書館等での講演会、地域に出向いた講座を積極的に開設するほか、子どもの読書に関するさまざまな自主的な学習会等を支援していきます。そこで培われた知識は、家庭、市立図書館、学校図書館等での読書活動をより豊かなものにしていくことにつながると考えます。

(3) 市立図書館を中心としたネットワーク

子どもの読書活動を進める上で、それに携わる大人の交流・連携を行うことが、子どもの読書活動の一層の活性化につながります。その際、市立図書館の司書等が、専門的な見地から子どもや図書、本市の読書活動について、現状分析や方向性の提示等を行うことが子どもの読書活動を進めていく上で大切なことです。

そこで、市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室が中心となり、教職員、ボランティアなどが交流する機会を積極的に設けたり、交流・連携の情報発信を行ったりするなど、情報交換や子どもの読書活動の推進に努めます。

第4章 推進体制

「第3章 5 人のネットワーク」で示したような、子どもと直に関わり、読書活動を推進する『人』の中から出てきた意見を大切にしながら、教育委員会と市長部局の関係各課が庁内推進体制をつくり、実務担当者による調整会議等を持ち、各施策を

遂行し、子ども読書活動の推進を図ります。

また、「四日市市子どもの読書活動推進計画」について、四日市市子どもネットワーク協議会で出された意見を踏まえ、施策の推進・予算の充実を図っていきます。

第5章 おわりに

子どもたちは本の世界でさまざまな体験をし、さまざまな感情を経験しながら、心を豊かにしていきます。

第1章の「はじめに」にもあるように、子どもたちが自由な営みの中で本の魅力を知り、心の翼を広げながら、本の世界にたっぷりと浸る時間を持つことは私たち大人の願いです。

子どもたちが、本に親しみ、心を育むことは、未来を担う「人づくり」につながります。つまり、今、子どもたちの読書活動を推進していくことは、将来への大きな投資です。

そのために私たちは、子どもたちの生活のいろいろな場面で、本があり、案内役の大人が存在するような環境づくりを少しずつ整備していきたいと考えています。

教育委員会定例会 資料

「令和5年度教育委員会主要課題について」

目 次

教育総務課	P 1～3
1 四日市市奨学金支給事業について ※推進計画事業	
2 学校規模等適正化計画の推進（小規模校支援事業）	
3 教育施策の広報及びデジタル化の推進	
教育施設課	P 4～7
1 学校施設整備のあり方について	
2 学校給食室・保健室等空調設備整備事業 ※推進計画事業	
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	
4 小中学校におけるエレベーターの設置について	
学校教育課	P 8～9
1 学校業務サポート事業 ※推進計画事業	
2 教員不足への対応	
3 小中学校給食事業	
指導課	P 10～11
1 新教育プログラム事業 ※推進計画事業	
2 部活動サポート事業 ※推進計画事業	
3 チーム学校推進について ※推進計画事業	
教育支援課	P 12～14
1 四日市市GIGAスクール構想の推進 ※推進計画事業	
2 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	
3 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	
4 今後の視聴覚センターの運用・管理	
人権・同和教育課	P 15～16
1 メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進 ※推進計画事業	
2 地域と学校の連携・協働体制構築事業	
3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	
図書館	P 17
1 新図書館を含む中心市街地拠点施設整備事業について ※推進計画事業	
2 電子図書館について ※推進計画事業	
3 図書館子育て支援事業について ※推進計画事業	
博物館	P 18～19
1 改正博物館法施行に伴う登録博物館への再登録について	
2 きらら号の更新について ※推進計画事業	
3 市史資料庫の今後について	
4 施設整備改修について	

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 四日市市奨学金支給事業について ※推進計画事業	<p>【概要】 子育て家庭の経済的負担を軽減し、意欲ある学生が希望する進学先に進めるよう、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした奨学金を支給する。また、返還免除を併用することで、卒業後の定住促進にもつなげていく。</p> <hr/> <p>【課題】 ・令和5年度奨学生を令和4年12月に100名（コロナ対応の追加枠50名を含む）募集したところ、定員に満たなかったため、6月頃に追加募集ができるように準備を行う。（入学支度金は支給対象外） ・令和6年度奨学生の採用は当初の制度設計どおり50名を予定しているが、コロナ禍により令和4・5年度とも50名を追加している。経済面での影響等により再度追加が必要な状況であれば、補正予算対応を行うこととなる。（R5予算で執行するR6奨学生の入学支度金部分）。 ・令和5年度中に奨学金システムを導入する予定であり、発注に向けた仕様書の確定等事務を年度当初より進めていく。 ・令和3年度まで任意団体（四日市市奨学会）で実施していた奨学金の収納促進を着実に進めていく。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 ○奨学生募集 ・R5年度奨学生の追加募集（6月頃） ・R6年度奨学生募集に向けた中学、高校への奨学金制度の周知、チラシ等の配布（9月～） ・R6年度奨学生募集（12月） ○システム導入 ・内容の検討、仕様書の作成（4月） ・業者選定（5月） ・設計、カスタマイズ（6月～11月） ・仮運用開始、運用テスト（12月～） ・完成、実運用開始（3月）</p>	教育総務課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 学校規模等適正化計画の推進 (小規模校支援事業)	<p>【概要】 学校規模等適正化計画に基づき、全市的な学校規模等適正化に向けた取組を進めるとともに、検討対象校となっている小中学校の保護者や地域関係者、学校関係者とともに、教育環境の充実に向けて検討を進める。</p> <hr/> <p>【課題】 令和4年度四日市市学校規模等適正化計画において、小学校5校、中学校3校が検討対象校の評価となった。全国的な少子化が進む中で、市内児童生徒は減少傾向となっており、学校規模においても小規模化する傾向が認められている。特に水沢小学校では、適正化計画における令和9年度以降の推計値は複式学級規模が見込まれており、良好な教育環境の確保に向けた取組が求められている状況である。 また、中学校においては通学区域の広域化、部活動の地域移行なども踏まえた丁寧な検討が必要となっている。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 水沢小学校における「水沢小学校のみらいを考える会」において、小規模特認校制度について導入を視野に入れた調査・研究を更に深めていく。</p> <p><スケジュール> R5 制度導入に係る調査研究、議会での協議 R6 市内全体への周知及び募集 R7 入学者・転入者の受け入れ開始</p> <p>また、先進的事例として小中一貫教育を推し進めるため、塩浜小、塩浜中における規模の確保に向けた一体的事業展開を行い、1地区1小1中地域における強みを生かした特色ある学校づくりを目指す。 昨年度に加え、検討対象校にマイクセット等の導入を行い、他校・他所との交流やオンライン授業が進むような環境を整えるほか、対面式合同授業に必要な移動用のバスを確保していく。</p>	教育総務課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 教育施策の広報及びデジタル化の推進	<p>【概要】 「探しやすい」「見やすい」「使いやすい」を基本としたホームページを起ち上げるとともに、教育委員会が市民に広く伝えたい情報や市民ニーズの高い情報を的確・タイムリーに発出していく。 第4次四日市市学校教育ビジョンに位置付けた本市の教育施策や取り組み等をわかりやすく表記すること、また、学習のプラットフォームの作成による授業や家庭学習の活用、また公立小中学校在籍に係る手続き等について、ホームページ上で可能とすることで保護者の方の利便性を図る。</p> <p>【課題】 各種会議や市民から「情報が多すぎて、どこから探せばいいかわからない」という趣旨のご意見をいただくことがないように、情報発信に関する課題を解消する。第4次四日市市学校教育ビジョンの施策や取組に基づいたホームページの内容を更新することや、現在の構成を刷新し、市民にとって手にとりやすいホームページとなるように情報発信をしていく必要がある。 また、専用ホームページの立ち上げや運用にあたっては、広報媒体の作成に精通している職員が常時、配属される可能性が低いいため、職員への負担増が見込まれる。</p> <p>【今後の対応】 新教育プログラムや四日市市GIGAスクール構想、働き方改革などの重点施策を中心に、動画や画像、記事などのコンテンツ作成などのホームページ制作業務を委託し、専用ホームページを立ち上げる。</p> <p><スケジュール> 4～5月 ホームページ構成及び内容の検討、仕様書の作成 6～7月 業者選定 7～8月 ホームページ作成（業者との調整を含む） 9～10月 運用開始</p> <p>また、令和5年度に広報よっかいちにおいて特集号を組み、少しでも市民にとって教育委員会が身近に感じられるような特集記事を作成する。 これらの対応を行うにあたり、継続的に教育委員会関係課が連携したワーキング部会を起ち上げる。</p>	教育総務課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 学校施設整備のあり方について	<p>【概要】 令和7年度から（予算要求は令和6年度）基本設計を開始する橋北小学校改築事業に向け、今後の施設整備水準のあり方について検討を行う必要がある。</p> <p>【課題】 橋北小学校の改築は、建築後70年を経過した校舎の初めての改築であり、今後続いていく学校改築を念頭に、プールや給食室のあり方を含め、児童生徒数に見合った校舎規模や分散している校舎を一体化することで敷地の有効活用を図るなど、学校施設の整備について、環境面も含めた一定の水準を見極める必要がある。</p> <p>一方で、学校からの要望においては、増加する保護者の送迎などの駐車スペースとして一定の空間を必要としているなど、利便性も求められている。</p> <p>そのような中で、プールについては多くの学校において築40年程度経過し、水槽改修やろ過機の更新を行ってきているが、プールサイド下の循環器配管で漏水が発生するなど、老朽化が著しい。併せて、民間プール施設を利用した水泳指導について、対象校や学年を拡大する方向で検討を進めており、学校におけるプールのあり方について、今後の方向性を見極める必要がある。</p> <p>（指導課）</p> <p>また、学校の給水方式について、現在、校舎は受水槽や、高架水槽を経由して給水しているが、先の議会において、すべてを直圧方式にて賄うべきではないか、との意見があった。学校を直圧化するには、水道局において、近隣の水道管の能力によって、可否が審査されることや、受水槽があることによって、災害時の生活用水の確保につながっていることなどから、給水方式のあり方については、関係部局と協議を行う必要がある。（上下水道局、危機管理課）</p> <p>環境面の施策については、脱炭素社会に向けた事業展開として、学校施設においては改築の際、屋上に太陽光発電設備を設置してきているが、エコスクールのさらなる推進のため、校舎のZEB化や風力発電など、様々な手法についても検討を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 橋北小学校の改築については、対象は校舎のみであるが、プールや給食室のあり方などの施設の課題も含め、これからの学校施設整備水準について教育委員会内で議論を深める。</p>	教育施設課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 学校給食室・保健室等空調設備整備事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 小学校の給食室、校内ふれあい教室等への空調設備の新設について、リース方式により整備及び維持管理を行う。また、平成20年度以前に保健室、職員室、校長室等に整備した既設の空調設備の更新等についてはPFI事業にて整備及び維持管理を行う。</p> <p>＜給食室・保健室等空調スケジュール＞ R2 PFI導入可能性調査、PFI事業者選定 R3 PFI事業者選定（R3年度入札参加者なし） R4 PFI事業者選定（R4年度入札参加者なし）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>＜給食室等空調スケジュール（契約済）＞ R4 リース契約、設計 R5 設計・施工 R6 供用開始（～R18年度末）</p> <p>＜保健室等空調スケジュール（予定）＞ R5 PFI事業者選定、設計・施工の着手 R6 設計・施工 R7 供用開始（～R19年度末）</p> <p>【課題】 ①令和3年7月、令和4年4月に入札公告を行ったが、所定の期日までに入札参加申し込みがなく二度にわたり不調となったため、学校給食室や校内ふれあい教室等についてはリース方式による事業実施とし契約締結した。それ以外の平成20年度以前に保健室等へ整備した空調設備の更新については、PFI事業により令和5年4月に公告を行い、契約手続きを進める。 ②特別教室への空調設備整備については、令和3年度のサマーレビューにおいて、特別教室の導入可能性調査の予算が認められたものの、学校給食室等の空調整備の入札不調を受けて、事業実施時期の調整が必要である。</p> <p>【今後の対応】 ①令和5年4月3日の公告においては、2回目の不調の原因となった近年の急激な物価上昇による入札予定価格や、対象室変更に伴う内容の見直しを行った。 ②特別教室の空調整備については、学校給食室や保健室等の空調整備の進捗状況を考慮し、令和6年度に整備の方向性や手法の検討を行っていく。また体育館の空調整備については令和4年11月定例会月議会の一般質問の際に輻射パネル式での提案があったことから、先進都市への視察を行うとともに、移動式エアコンの導入も含めて調査研究を行う必要がある。</p>	教育施設課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 四日市市学校施設長寿命化計画に基づき、小中学校の校舎、体育館等において、大規模、長寿命、保全改修工事を行う。</p> <p><令和4～5年度 設計> 川島小（校舎、給食室）、常磐西小（校舎）、八郷西小（校舎、体育館）、日永小（校舎）、中部中（校舎）</p> <p><令和4～5年度 工事> 羽津小（校舎）、大矢知興譲小（校舎）、下野小（校舎）、富洲原小（校舎）、三重西小（校舎）、常磐中（校舎）、三滝中（校舎）、富洲原中（校舎）</p> <p><令和5～6年度 設計> 三重北小（校舎、体育館、給食室）、県小（校舎、体育館、給食室）、羽津北小（校舎、体育館、給食室）、塩浜小（校舎）、楠中（校舎）、桜中（校舎、体育館、武道場）</p> <p><令和5～6年度 工事> 三重西小（校舎）、川島小（校舎、給食室）、常磐西小（校舎）、八郷西小（校舎）、日永小（校舎）、中部中（校舎）</p> <hr/> <p>【課題】 高度経済成長時代に大量に建設された学校施設の老朽化に対して、対症療法的な事後保全型の管理から計画的な予防保全型の管理に転換し、安全、安心、快適な教育環境を継続的に確保することを目的に、計画を定めている。 今後、当面の間は年7～8校の改修工事を行うとともに、設計についても、次年度の工事に向け、同数程度の発注を行う必要がある。 これらの事業の進捗に合わせて、各校の改修範囲における仕様の選定、施工にあたっての学校との調整、予算要求、補助金の申請業務、議案の資料作成など、対象校が多くなっていることから、各業務量が増大している。</p> <hr/> <p>【今後の対応】 各校の校舎や体育館などの改修範囲における老朽状況を確認し、過去の工事履歴や、今後の改修や改築の予定を元に、適切な時期に合わせた改修仕様の選定を行うとともに、工事中の学校運営に与える影響などを、学校や営繕工務課と共有し、効果的な設計施工につなげていく。 また、計画に対し適切に進捗管理を引き続き行い、良好な学習環境の提供に努めていく。</p>	教育施設課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
4 小中学校におけるエレベーターの設置について	<p>【概要】 小中学校におけるエレベーターの整備計画について、校舎改築の計画や既設小荷物昇降機の使用年数などを踏まえた上で、策定に向けた検討を行う。</p> <p>【課題】 小中学校におけるエレベーターの設置を含めたバリアフリー化の推進については、これまでも文部科学省から再三の通知が発出されている。また、関係団体からもインクルーシブ教育の推進とともに、エレベーターの設置を進めていくように要望を受けている。 本市の小中学校におけるバリアフリー化については、校舎や体育館へのスロープの整備や、校舎へのバリアフリースイールの設置については、全校で整備を終えている。 一方で、エレベーターの設置については、これまで校舎の改築時に整備を行ってきたことに加えて、令和2～4年度においては、中学校給食の実施により、食缶を各教室へ運搬する必要性から、全中学校の普通教室棟を中心にエレベーターを設置してきた。しかしながら、大半の小学校や、中学校においても、特別教室棟は未整備である。 また、小学校には給食運搬のための小荷物昇降機が設置されているが、多くの学校において、更新周期である30年を超過していることから、更新計画の策定が必要である。</p> <p><参考 エレベーターの設置校数> 小学校 6校 7台／37校（高花平小学校を含む） 中学校 22校 23台／22校</p> <p>【今後の対応】 各校におけるエレベーターの必要台数を確認し、今後の改築予定や小荷物昇降機の経過年数などの要素を整理した上で、エレベーターの整備や小荷物昇降機の更新計画を策定する。</p>	教育施設課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 学校業務サポート事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 教職員の働き方改革のさらなる推進のため、教員の業務改善の意識を高めるとともに、学校事務の効率化を進めていく。</p> <p>【課題】 教職員への意識調査結果によると、市内教職員のうちこれまでの業務改善の取組において、学校業務アシスタントの配置は90%以上、高性能コピー機の導入は80%以上が効果があったと捉えている。しかしながら、本市における働き方改革全体としての肯定的な捉えは37%にとどまっている。</p> <p>【今後の対応】 昨年度までコロナ禍で招聘が見送られてきた本市業務改善アドバイザーの妹尾昌俊氏を今年度より再度計画的に招聘し、指導・助言を受けることで、本市の教職員に働き方改革の方向性を示す。 また、学校業務アシスタントの全校配置に加え、高性能コピー機へのネットワーク機能の導入を、令和5年度末のリース更新にあわせ検討することで、さらに業務の効率化を図りたい。</p>	学校教育課
2 教員不足への対応	<p>【概要】 深刻な状況となっている教員不足に対して、教員の確保に努めるとともに、教員の増員に頼らない教育施策を推進する。</p> <p>【課題】 本市の教員不足による学校への影響は主に以下のものがある。 ・市独自の小1、中1における30人学級編制による学級増ができない。 ・少人数加配を活用しての過密学級の解消も一部できていない。 ・年度途中での産育休者、病休者の講師補充は極めて困難である。</p> <p>【今後の対応】 教員不足解消のために以下の対応を行う。 ・定数確保のために、今年度から始まる定年延長に伴う再任用制度変更適切に対応、啓発を行うことでベテラン正規教員の確保に努める。また、新規採用者の本市への十分な配置数を県へ強く要望する。 ・講師確保のために、魅力ある授業や充実した研修体制等、四日市で講師をするメリットを紹介する動画を作成し、ホームページ上で公開できるようにする。併せて、年2回、県内外の大学を訪問し、学生の本市への講師登録への依頼を行うとともに、オンラインでの講師登録・面接も実施する等、効率的・効果的な任用事務に努めることで、「教員するなら四日市」をPRする。 ・加えて、校務支援システム等の機能の充実や、学習アプリによる個別最適な学習の推進により、限られた人員で最大効果を生む学習活動の展開を推進する。 ・学級担任を一人の教員に固定せず、複数の教員が学級担任となるチーム担任制や、学年担任制の研究を進める。</p>	学校教育課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 小中学校給食事業	<p>【概要】 令和5年度から食缶方式による全員喫食の中学校給食を新たに開始した。小学校給食費に続き、中学校給食費についても公会計化による収納を進めていく。</p> <p>【課題】 ・センター方式で開始した中学校給食については、配送や配膳、アレルギー対応、日課への影響など、様々な課題が生じる可能性があり、その対応が必要となる。 ・小中学校の給食費について、物価高騰が続く中、給食費の公費負担の継続を検討する必要がある。また、中学校給食費の収納が始まることから、給食費の未納者への更なる働きかけが必要となる。 ・学校施設の老朽化による給食室の改築等に関連して、現在、自校調理方式と一部親子調理方式（なかよし給食）で提供している小学校給食の実施方式について、検討を開始する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ・今年度から開始した中学校給食について、安全安心でおいしい給食をスムーズに提供できるように努める。 ・物価や景気の状態を見極めながら、給食費の保護者負担額についての検討を行う。また、給食費の未納者対策として、電話による催告業務委託を令和5年度から開始する。 ・センター方式で実施している中学校給食の課題（配送や配膳、アレルギー対応、日課への影響など）を検証し、小学校給食の実施方式について、現在の自校調理方式、一部親子調理方式（なかよし給食）を継続するか、親子調理方式の拡大やセンター方式の採用など、総合的な視点で検討を開始する。</p>	学校教育課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 新教育プログラム事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、6つの柱として系統的に整理し示す（プログラム）ことで、教育的効果を高める。</p> <p>【課題】 コロナ禍により、新教育プログラムの学校への浸透が不十分である現状において、現時点での効果の検証が必要である。したがって、本プログラムの趣旨を各校が理解したうえで、教科授業や特別活動に反映し、変化の激しい社会において、自己実現につながる力を育成することが必須である。また、新しい学力観に基づいたプログラムの更新も進めていく。</p> <p>【今後の対応】 新教育プログラムの趣旨を踏まえた具体的な実践について市全体への浸透を図るため、推進校を指定し指導主事による指導助言を行うとともに、その成果を全校に示す。 新教育プログラムに関する夏季教職員研修会を実施し、各柱の取組のポイントや好事例等を紹介する。全教員が事業への理解を深めることで、実践が効果的になることを目指す。 学びの一体化の各中学校区の計画に、新教育プログラムを位置づけ、重点となる柱を設定し、各中学校区で特色のある取組を進める。 国や県の学力調査やリテラス論理言語力検定、英検 I B Aの結果を分析し、学力向上の状況や学習の定着具合を捉える。また、小学校4年生以上を対象に質問紙調査を実施し、学力との相関関係やデータ蓄積による経年変化を読み取り、子どもたちの系統的な課題を把握する。さらに、課題解消に向け、新しい学力観も踏まえ、プログラムを更新する。</p>	指導課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 部活動サポート事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、少子化の中で持続可能で多様な環境を一体的に整備することを目的とし、令和5年度から令和7年度にかけて、部活動指導員の拡充や総合型地域スポーツクラブとの連携、各競技種目における拠点型活動の推進をすすめ、中学生の休日活動の場を創出するとともに、調査等を通して地域移行モデルを確立する。</p> <p>【課題】 受け皿となるスポーツ団体等の把握、会場の確保、地域指導者の確保が難しい。 国や県の方向性が不明瞭な中、保護者・地域への内容等の周知が必要である。 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、教育委員会とシティプロモーション部、スポーツ協会との連携が必要である。 教員の兼職兼業の仕組みの整備を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 地域における中学生の休日活動を持続可能なものとするため、部活動指導員について、地域人材を中心とした人材の確保に努め、配置拡充を進める。 各競技団体と連携し、拠点型の活動の実施拡充を行い、効果検証する。 休日部活動を総合型クラブとの連携を拡充し、連携中学校においては、休日の活動は、全面的に移行していく。 四日市市部活動ガイドラインを改訂し、部活動の原則全員加入制から任意加入制への移行を進める。 上記課題の解決のため、令和8年度からの休日の部活動の地域移行をすすめるため、コンサルタント業者へ具体的な地域移行計画の作成を依頼する。</p>	指導課
3 チーム学校推進について ※推進計画事業	<p>【概要】 いじめ、不登校、発達障害、家庭環境など子どもをめぐる多様な問題が学校で発生している中、教職員がSSW、SC、SL等専門的なスタッフと連携しながら「チーム学校」として課題解決に向けた取り組みの充実を図り、早期かつ継続的な対応を実現する。</p> <p>【課題】 SSWやSCの活用については、それぞれの成果指標について明確にする必要がある。 SSWとSCとの連携の在り方について検討する必要がある。 SL活用については、各校で抱えている課題について、法的相談を積極的に行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 様々な課題に対して必要な、教職員の組織的な対応において、以下のように外部の専門的知見を取り入れ、チーム学校を推進していく。 SSWの連携会議や拠点校との協議を通して、成果指標を明確にするとともに、SSW活用の手引きを改訂し、有効な活用を図る。 また、SCの傾斜配置を含めて配置方法について検討するとともに、SSWとSCの連携の在り方について協議する。 さらに、SL活用については、三重弁護士会と連携し、法的相談やいじめ予防授業などを行う。 いじめ防止に係るアプリ相談を小学校5年生以上に導入(R4.5～)し、相談件数の多い時間帯に対応するよう体制強化を図る。また、モデル校を指定し、1～4年生での活用の効果も検証する。</p>	指導課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 四日市市GIGAスクール構想の推進	<p>【概要】 第4次四日市市学校教育ビジョンで児童生徒の令和にふさわしい学びの実現や校務の効率化等含めた学校のデジタル化を推進する四日市市GIGAスクール構想を位置付けた。児童生徒1人1台タブレットの活用も3年目を迎え、授業での活用が進んできた。令和5年度は学習系と校務系ネットワーク構成の連携のために整理するとともに学習履歴や児童生徒の状況等のデータを可視化し、それらを活用した個別最適な指導を実現する必要がある。</p> <p>【課題】 現在、セキュリティを考慮し、学習系ネットワークと校務系ネットワークを物理的に分離している。児童生徒の学習状況等の履歴は学習系ネットワークでしか蓄積・確認できず、それ以外の児童生徒の情報は校務系ネットワーク上にある校務支援システムの各々の画面で確認する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ・校務支援システムに児童生徒の情報の個票を表示するダッシュボード機能を追加する。さらに個に応じた指導のため、児童生徒の様子を可視化する生活ノート機能を同時に導入する。なお、現在の校務支援システムの更新は令和6年9月までとなっているが令和6年度当初からの導入を目指す。 ・学習系ネットワークの授業支援ソフトや学校に設置しているサーバ等ネットワークの構成を変更し、学校と家庭の学びのシームレス化を推進する。</p>	教育支援課
2 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	<p>【概要】 障害等があっても合理的配慮のもとでともに学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、サポートルームの充実、特別支援教育支援員・介助員や医療的ケアサポーターの適正配置、特別支援教育コーディネーターの活動充実を図る。</p> <p>【課題】 合理的配慮の提供、その基礎となる学びの場や環境の整備を行うとともに、多様な教育的ニーズに対して支援を行うために、医療的ケアサポーターをはじめとする人員の安定的確保について、体制整備を行う必要がある。また、今後のインクルーシブ教育を担っていく人材育成に長期的に取り組む必要がある。</p> <p>【今後の対応】 特別支援教育支援員・介助員・医療的ケアサポーターの適正配置を行うために安定的に人員を確保する。 インクルーシブ教育を担っていく人材育成のために、特別支援教育指導者養成研修講座の内容を精選し、継続して実施する。</p>	教育支援課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	【概要】 不登校対策の核となる、登校サポートセンターにおいて、相談・支援や訪問支援（アウトリーチ）を実施し、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。また、不登校発生率が高い中学校に校内ふれあい教室を設置し、専任教員を配置する。	教育支援課
	【課題】 不登校未然防止、不登校児童生徒の社会的な自立にむけた支援を行う校内体制とともに、不登校児童生徒に対して、学習機会と学校内の居場所の保障ができる体制を学校組織の中に位置づけていく必要がある。 ひきこもり予防のために、中学卒業時に進路が決定できるよう、進路指導を行う必要がある。	
	【今後の対応】 中学校14校（新規4校）に設置した校内ふれあい教室の効果検証を行い、更なる拡充（全中学校配置）を目指す。 登校サポートセンターにつながりにくい児童生徒を対象に、訪問支援（アウトリーチ）を行い、学校をはじめとした機関に接続していく。 さらに、中学校在学中から、不登校生徒の計画的な進路指導や関係機関につなげる体制づくりを促進する。 支援に関する情報提供や相談対応など、保護者の不安に寄り添った支援の充実を行う。	

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
4 今後の視聴覚センターの運用・管理	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重郡三町から事務委託を受け、16mmフィルムやDVD等の映像教材をライブラリー化して貸し出し等を行っている。 ・視聴覚センターの施設として、総合会館8階視聴覚室、7階第1～第3研修室の施設を管財課所有の会議室と合わせ指定管理業者に委託している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材については、16mmフィルムは老朽化しており、投影が難しいものも出てきた。また、需要がほとんどなく、事務委託は機能していない。 ・管財課が令和6年度以降の貸館の停止を検討する中で、教育支援課の貸館のあり方の検討が必要である。 ・総合会館の開館以降、視聴覚室の照明及び音響機器は更新してきたが、舞台装置の吊り物は開館以来そのままである。制御盤の老朽化で現在のもので動作不良を起こした場合、修理不可能である。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託について、三重郡三町との協議が必要となる。事務委託の廃止の場合、視聴覚ライブラリー閉鎖に関する条例改正の議案を議会へ上程する必要がある。また、16mmフィルムなど不用品の廃棄処理が必要となる。 ・教育支援課の貸館を継続するのか、管財課との協議が必要となる。継続する場合、契約方法の検討（指定管理または一般競争入札か）が必要となる。 ・吊り物の制御盤の更新は、配線等工事が必要となり、営繕計画にあげていく必要がある。 	教育支援課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 メディア・リテラシー 養成を通じた人権 教育の推進 ※推進計画事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットや各種メディアから得られる様々な情報を正しく見分け、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育を推進する。インターネット上で発生するいじめや差別などの人権侵害を解消するため、人権の視点からインターネット上の情報の特性を理解し、自他の人権に十分配慮することのできる子どもの育成を目指す。（四日市市総合計画 重点的横断戦略プランに基づく推進計画事業） 令和4年度は、教職員向け研修（学校人権教育リーダー育成研修会）、全小中学校小3・中2の各学級における外部講師による授業の実施、啓発リーフレット（小・中）の配布を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前授業について、小3・中2を対象にクラス単位での授業を行うに当たり、教職員の授業への積極的かつ継続的な関わりを促す必要がある。 今後、出前授業に替わり、教職員によるメディア・リテラシー養成を通じた人権教育の実施を支援していくため、指導資料等の作成が必要。 四日市市同和行政推進審議会においても、インターネット上の人権問題が重要な施策であると指摘されているほか、令和4年8月教育民生常任委員会で委員からネットトラブルの発生・対応状況について質問があるなど、人権教育において関心の高い重要な分野であると認識し、継続して取り組む必要がある。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師による出前授業について、今年度までの事業の評価をふまえ、対象学年の変更や内容の検討を行い継続する。 学校におけるメディア・リテラシー養成を通じた人権教育実践に向けて、教職員研修（人権教育リーダー育成研修）を活用し、メディア・リテラシーと人権に関する学習指導案等の作成を取り扱い、授業づくりを支援していく。 	人権・同和 教育課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 地域と学校の連携・ 協働体制構築事業 (県補助事業)	<p>【概要】 (事業費：国1/3、県1/3、市1/3) 各中学校区の「子ども支援ネットワーク委員会(学校支援地域本部)」が行う『地域子ども教室』等を支援する。退職教職員や学生などの地域住民等が、学校や地域で放課後や長期休業中に学習を支援することにより、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの基礎学力の定着・向上を図る。 令和4年度は、新規参入校区なし。</p> <p><事業実施地域(中学校区)> 西笹川(H26年度～)・三重平(H27年度～)・中部(H28年度～)・大池(H29年度～)・楠(R1年度～)・三滝(R2年度～)・朝明(R3年度～)</p> <p>【課題】 ・当事業が持続可能な取り組みとなるよう支援をする必要があり、子どもの学習を支援する学習支援員やボランティア等の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・補助金の減少が続いており、支援員の報償費の見直し等により対応している。令和4年度は県補助額の減少が著しく、各地区の実施回数を抑制するとともに、予算措置を見直す必要が生じた。 ・国・県の補助要件は、地域の力を活用した働き方改革に主眼を置く傾向がより顕著になりつつあり、補助金額の配分減少にも影響している。これまでの本事業の展開の経緯をふまえて、補助要件との整合を図り、今後の事業の継続に向けた本事業のあり方を検討して、支援を継続する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ・これまで実施してきた地域については、令和5年度もすべての地域について事業を継続する。 ・事業実施地域では、地域コーディネーター等を中心として学校と協働し、より持続可能な取り組みになるよう支援を継続する。また、地域スタッフの確保に関しては、退職教職員や県内の大学に対し、チラシの配付や担当者への事業内容の説明を引き続き行うことで、ボランティアの確保を図る。 ・当事業にかかる文部科学省等の今後の動向を注視し、本事業が安定的に継続できるよう三重県に事業の継続を要望していく。</p>	人権・同和 教育課
3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	<p>【概要】 こども基本法の施行を受け、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の理念に基づき、教育活動全般において人権尊重の視点に立った取組を行う。</p> <p>【課題】 ・人権尊重の視点に立った教育活動を展開するにあたり、教職員が条約や法令の趣旨について正しく理解する必要がある。</p> <p>【今後の対応】 ・こども基本法や児童の権利に関する条約について、教職員向け研修会や研修動画、学校への訪問等の機会を活用し、関係部局と連携して周知・啓発に努める。また、取組を教育活動に活かせるよう指導・助言を行う。</p>	人権・同和 教育課

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 新図書館を含む中心市街地拠点施設整備事業について ※推進計画事業	<p>【概要】 新図書館を含む複合的な中心市街地拠点施設が近鉄グループの計画する建物内に組み入れられることについて協議を進めた結果、基本的な事項の合意に至ったことから、令和5年度は基本設計を進めていく。施設全体の基本設計は近鉄グループが、新図書館を含む複合的な中心市街地拠点施設や観光機能施設部分の基本設計は市が行う。</p> <p>【課題】 平成30年1月策定の中心市街地拠点施設整備基本計画からフロア構成等が変更になったことから、改めてフロア構成、導入機器、ゾーニング等の検討を行う必要がある。あわせて、新図書館への移転後の現図書館の利活用や、今後の移動図書館の方向性についても検討を行う必要がある。 また、市民の皆さんに新図書館への興味関心を持ってもらうとともに、主体的に図書館づくりにかかわってもらうための意見聴取の方法について検討を行う必要がある。</p> <p>【今後の対応】 5月にプロポーザルを実施し、ゾーニング、フロア構成、導入機器等の検討や、市民意見を聴取・整理するためのワークショップ等の開催支援をしてもらうための業務委託を締結する。 3月22日に立ち上がったプロジェクトチームを中心として、関係各課と調整や情報共有を図っていく。</p>	図書館
2 電子図書館について ※推進計画事業	<p>【概要】 令和5年10月運用開始を目指し、来館せずに本の貸出・閲覧ができる電子図書館サービスを導入する。</p> <p>【課題】 新規事業なので、市民、市内小中学生への周知が課題。 また、予定している2万コンテンツは、当館の年間購入冊数に匹敵するため、選書方法についても検討が必要である。</p> <p>【今後の対応】 5月にプロポーザルを実施のうえ電子書籍提供事業者を早期に決定し、選書にかかる支援を受けるとともに、電子書籍収集基準や利用対象者資格要件確認のためのルール作りを進めていく。同時に、操作説明会や事業の周知に関する準備も進めていく。 また、小中学生への導入についても、関係各課と運用方法等について調整・協議を進めていく。</p>	図書館
3 図書館子育て支援事業について ※推進計画事業	<p>【概要】 読書を通じて子どもたちの表現力、想像力、理解力、思考力を育むため、図書館における発達段階に応じた子育て支援を実施する。</p> <p>【課題】 子育て支援センターや子育てサークルに対しては、読書支援講座に出向くなど事業を進めてはいるものの、学童保育所からは読書支援講座の開催希望の声あまり上がってこない。開催手法の検討や読書支援講座以外の取り組みの検討が必要である。</p> <p>【今後の対応】 発達段階にあったセット本を用意し、学童保育所および子育て支援施設等へ1～2ヵ月の貸出を行う団体貸出制度をスタートさせることで、子どもの読書環境の向上を図る。</p>	図書館

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 改正博物館法施行に伴う登録博物館への再登録について	<p>【概要】 令和5年4月施行の改正博物館法により、現在の登録博物館は5年間の猶予期間のうちに、再度登録審査を受けることになる。</p> <p>【課題】 登録博物館としての要件を満たすための、改正博物館法に謳われている博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究や、デジタルアーカイブ化や地域活力向上への寄与等を行うだけの体制が整っていない。</p> <p>【今後の対応】 学芸員の継続的な採用を働きかけ、育成、研修等を通じてスキルアップを図るとともに、三重県教育委員会が策定する基準に対する情報収集を行う。</p>	博物館
2 きらら号の更新について ※推進計画事業	<p>【概要】 平成8年に導入した移動天文車きらら号は、20cmクーデ式反射望遠鏡を備え、市民の科学への興味を呼び起こすため、年間50回程度の観望会を実施している。</p> <p>【課題】 車庫があるため、際立った老朽化は見られないが、車両取得から27年を経過し、不時の故障がある。車両はこれまでにガソリンエンジンのCNG（液化天然ガス）化やガスタンクの更新を行ってきた。</p> <p>【今後の対応】 市民からの要望の多い観望会を継続的に実施するためにも、きらら号の更新計画を策定する。</p>	博物館

令和5年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 市史資料庫の今後について	<p>【概要】 中央緑地公園に隣接する市史資料庫は、内部資料の移転を前提に、資料の大部分を占める古文書資料のデジタルデータ化を進め、令和4年度に完了した。</p> <p>【課題】 市史資料として残すべき図書資料等の移転先や、資料庫（建物、敷地）のその後の活用については、市としての方針が確定していない。</p> <p>【今後の対応】 資料の移転先と資料庫の今後について、市としての方向性を確定していく。</p>	博物館
4 施設設備改修について	<p>【概要】 博物館の施設設備の安定的な継続使用のため、これまでアセットマネジメント計画や館独自の計画で改修や更新を行ってきた。市民サービスの低下を最小にするために計画的な改修を実施する。</p> <p>【課題】 開館以来30年を経過し、令和5年度には外壁改修、6年度には受電設備やエレベータの更新工事を半年程度休館して実施予定である。休館期間は市民サービスの低下が懸念される。</p> <p>【今後の対応】 工事を集約できれば、休館期間を減らすことができる。プラネタリウム機器の改修も1年前倒して令和6年度に実施する。</p>	博物館